

制度概要

年金共済・積立共済 制度の特長について

予定利率が年1.25%^{※1}(引受会社全体の加重平均予定利率は年1.255%となります)
決算によって配当も生じる可能性があります。

2017年度	2018年度	2019年度
年1.25%	年1.25%	年1.25%
+ ※2 年 0.11%	+ ※2 年 0.11%	+ ※2 年 0.23%

■過去の予定利率と配当率

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
予定利率	年1.25%	年1.25%	年1.25%	年1.25%	年1.25%
配当率 ^{※2}	年0.08%	年0.18%	年0.23%	年0.39%	年0.18%

※1 予定利率については将来変更される場合があります。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。

※2 決算業績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

特長
1

税軽減効果がある⇒所得税・住民税の軽減

- 1 加入期間中** 年金共済は**個人年金保険料控除**(年齢55歳未満の加入の場合)、積立共済と年金共済55歳以上の加入者は**一般の生命保険料控除**の対象
- 2 積立期間中** 積立金に対して、課税負担はありません。
- 3 一時金受取時** 脱退一時金・一部払出積立金から払込保険料を差し引いた額が**50万円まで非課税**(他の一時所得がない場合)
【計算方法】一時所得の課税対象額=(脱退一時金額-払込保険料累計額-特別控除50万円)×1/2(他に所得がない場合) * 所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
- 4 年金受給時** 雑所得として課税対象となります。(加入者本人が毎年受取る場合)
なお、税金は受け取った年金額全体にかかるのではなく**年金額から必要経費(年金額に対する保険料)を差し引いた部分になります。**
課税対象額=(基本年金年額+増加年金年額)-(基本年金年額×払込保険料合計額/基本年金受取総額またはその見込み額) * 雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。
※税務の取扱いについては、税制改正により今後変更になることがあります。

特長
2

安心して加入できる2つの保証(補償)制度

- | | |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 元本保証制度 | 掛金にはUAゼンセン・生保事務費等がかかり短期間では元本割れになりますが、13ヵ月継続加入でUAゼンセンが元本保証いたします。(自動脱退者を除く) |
| 生命保険契約者保護機構 | 責任準備金等の90%を補償する制度 |

特長
3